

令和5年度愛知県医療従事者応援金Q&A

Q1 いつまでの新型コロナウイルス感染症患者が令和5年度の申請対象となるのか。

A1 令和5年3月1日から令和5年5月7日までに退院した新型コロナウイルス感染症患者が申請対象となります。ただし、令和5年5月7日時点で退院していない患者についても、令和5年5月7日までに補助基準額の算定対象となる措置を実施した患者は対象となります。

Q2 新型コロナウイルス感染の疑いがあるとして受け入れた入院患者が結果的に陰性だった場合、交付基準額に算入できるのか。

A2 当該応援金は新型コロナウイルス患者を受け入れた医療機関への支援であるため、感染の疑いがある者が陰性だった場合、入院受入をした場合でも交付基準額に算入できません。

Q3 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関ではないが、入院患者を受け入れた場合、本事業の対象医療機関となるか。

A3 対象となります。

Q4 入院した新型コロナウイルス患者が愛知県内の医療機関へ転院した場合、応援金の対象になるのか。

A4 入院した患者が他の医療機関へ転院した場合、転院元、転院先両方の愛知県内医療機関が対象となります。ただし、転院にあたり妥当性や合理性を欠く場合は、状況を確認の上、対象外となり得ます。

Q5 新型コロナウイルス感染症以外の他疾患で入院中に、院内クラスターなどにより病院内で新型コロナウイルスに感染したと考えられる場合には申請することはできるか。

A5 保健所等に発生届を提出し、新型コロナウイルスに感染した患者として受け入れた場合は申請できます。ただし、当日中に転院した場合には対象外とします。

Q6 一人の患者が同一病院において退院後再入院した場合、2回分の交付基準額として算入することはできるか。

A6 再感染が発表されている場合を除き、1回分の交付基準額の算入となります。

Q7 ネーザルハイフローを装着、人工呼吸器の挿管やICUで対応したこと、ECMOを装着したことがわかる資料とはどのようなものか。

A7 それぞれの装置等の稼働記録の写し（個人が特定できる箇所はマスキングしてください。）を想定しています。

Q8 検疫により陽性が判明した患者は対象となるか。

A8 対象となります。

Q9 死亡してからPCR陽性が判明した患者については対象となるのか。

A9 原則、自治体の依頼を受けて新型コロナウイルス患者を受け入れ、その対応をした病院に対しての応援金であるため、結果的に陽性患者であった場合には対象となりません。

Q10 入院日数についての基準はありますか。

A10 当該応援金は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関への支援であるため、入院当日に退院（転院）する場合（死亡退院を除く。）は対象とできません。その他にもQ4のとおり、妥当性や合理性を欠く場合は、状況を確認の上対象外となり得ます。ただし、入院当日に死亡退院した場合は対象となります。

Q11 退院日はいつの日のことをいうか。

A11 厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」及び関係通知等に基づく退院基準を満たした日をいい、実際に退院した日とは異なることがあります。厚生労働省の退院基準を満たさず転院する場合は転院日となります。なお、病状が安定し、加療を終えた入院患者について、新型コロナウイルス療養基準を満たす前に宿泊療養施設（又は自宅療養）に切り替える場合は、宿泊療養施設（または自宅療養）に切り替えた日を退院日とします。

Q12 新型コロナウイルスについては厚生労働省の退院基準を満たしたが、他の持病のため一般病棟に移り、入院を継続している場合、一般病棟に移った日を退院日として申請して良いか。

A12 厚生労働省の退院基準を満たした日を退院日として申請してください。

Q13 当応援金の対象となる医療従事者とはどこまでの範囲か、事務職員は含まれるのか。

A13 現場で新型コロナウイルス患者に対応した者で、医療資格保有者（医師、看護師、臨床検査技師等）を想定していますが、それ以外の職員の方であっても、現場で新型コロナウイルス患者に対応し、病院が規定する新型コロナウイルスへの対応手当等の支給要件に該当する方がいれば、資格保有者以外の看護助手や事務職員等も対象となります。

Q14 新型コロナウイルスに感染した患者又はその疑いのある患者に対応した医療従事者に対して支払う手当（対象経費①）に医療従事者等の本給を含めてよいか。

A14 本給は対象外となります。（危険手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、勤勉手当など、新型コロナウイルス感染症患者への対応に伴い発生（加算）したものが対象）

Q15 軽症・中等症の患者は補助基準額の算定に含まれないが、軽症・中等症の患者に対応するために支出した経費に本応援金を充当してよいか。

A15 差し支えありません。

Q16 手当の要件や支払を証明する資料、資材購入した場合などの証拠書類はいつ提出するのか。

A16 実績報告書（様式第4号）を提出する際に添付してください。（交付申請書（様式第1号）提出時には不要です。）

Q17 様式第4号「愛知県医療従事者応援金実績報告書」と共に提出する書類は具体的にはどのような物か。

A17 手当については、以下3点全ての資料を提出してください。

（1）手当支給単価とその要件が分かる資料（規程、内規等の写し）

（2）対象者の給与明細等、手当支給を証明する資料

（3）手当支給の積算根拠資料（職員氏名、職種、支給単価、従事日数等が記載されていること）

物品については領収書及び納品書の写し等支払内容、支払金額及び納品されていることが確認できる書類を提出してください。

Q18 対象となる経費の執行期限はいつまでか。

A18 補助金の対象は、令和5年3月1日以降に発生（発注・契約）し、令和5年4月1日から令和5年6月30日までに支出（支払、納品ともに完了）する経費となります。

Q19 応援金交付後に注意すべき点はあるか。

- A19 ①国の会計検査の対象となりますので、補助事業完了後5年間補助金関係書類を保管してください。
- ②補助金で取得した単価50万円以上の財産又は50万円以上効用が増加した財産を処分するときは知事の承認が必要となりますのでご注意ください（該当する財産を財産等管理台帳にまとめていただき、実績報告時にご提出ください）。
- ③第4条第3項ただし書きにより消費税及び地方消費税を含む補助対象経費で交付を受けた場合は、仕入控除税額（様式第7号）を報告してください。（消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除額が確定後）

Q20 申請から応援金の受け取りまでの流れはどうなっているのか。

A20 別紙のとおりとなります。

Q21 抗体カクテル療法を実施するために入院した患者は応援金の算定対象となるか。

A21 抗体カクテルでの当日入院、1泊入院は算定対象となりません。ただし、抗体カクテル療法を実施したものの症状が悪化し、治療等のために入院を2泊以上継続する場合は対象とします。

Q22 新型コロナウイルス感染症患者の県外発表者は算定対象となるか。

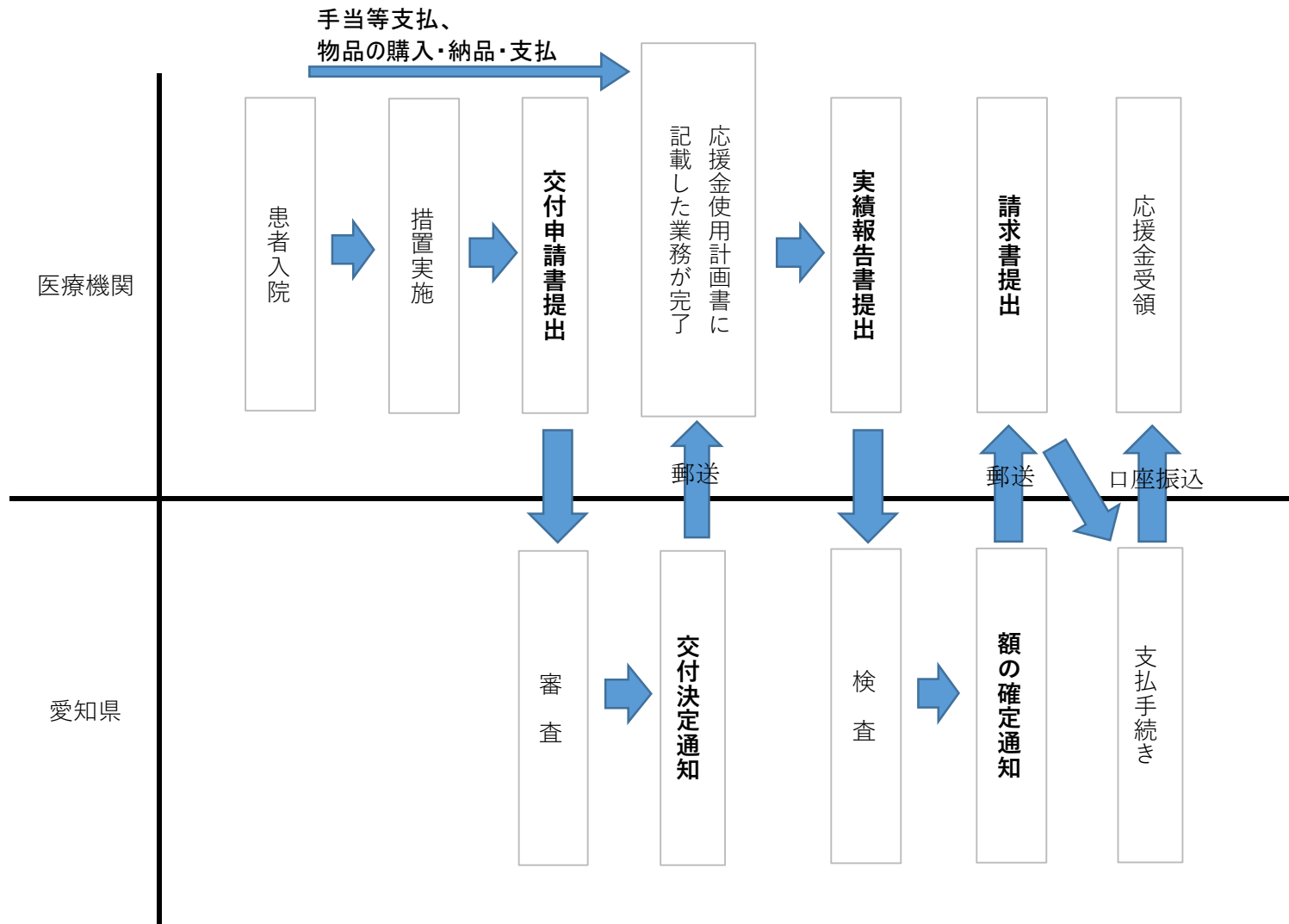
A22 県外発表者も対象となります。

Q23 「ネーザルハイフローで対応した場合」とあるが、そのほかの治療法については認められないのか。

A23 厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」に基づく重症度分類における中等症Ⅱの患者に対する酸素投与方法には、ネーザルハイフローと類似の治療法として例示されているものが複数ありますが、本応援金については、その中でもネーザルハイフローで対応した場合に限り補助します。

気道挿管を伴わない人工呼吸器については補助対象とはなりませんのでご注意ください。

愛知県医療従事者応援金 事業フロー図



※申請締切直前などは多くの申請があるため、手続きにお時間をいただく場合がございます。